

法人の市民税

納税義務者

法人の市民税を納めるのは、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
区内に事務所・事業所のある法人 ※収益事業を行う公益法人等又は人格のない社団等を含む	均等割額+法人税割額
区内に事務所・事業所はないが、寮などのある法人	均等割額
区内に事務所・事業所を有する法人課税信託の引受けを行うもの	法人税割額

申告と納税

それぞれの法人が定める事業年度終了後一定期間内に税額を申告するとともに、その税額を納めることになっています。

次表の申告期限内に課税第一課(市庁舎6階)への持参・郵送、または、eLTAXによる電子申告により申告して下さい。

事業年度	区分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額
1年	中間申告 (予定申告)	申告期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 納付税額…次の①又は②の額 ① 予定申告 均等割額と前事業年度の法人税割額に6を乗じた後で前事業年度の月数で除した額との合計額 ② 中間申告 均等割額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額
	確定申告	申告期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 納付税額…均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告(予定申告)を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。

- 市内の2以上の区に事務所・事業所等がある場合には、主たる事務所・事業所のある区を指定区として、他の区の方と合わせて申告して下さい。
- 下記の法人については、令和2年4月1日以降開始の事業年度から、電子申告が義務化されています。
 - (1)国内法人で、その事業年度開始時の資本金(出資金)の額が1億円を超える法人
 - (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社

税額の計算方法

◎資本金等の額とは

法人税法上の資本金等の額に「無償増資額」を加算し、「無償減資等による欠損填補額」を減算した額となります。

◎税率区分の基準について

「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合算額」又は「出資金の額」と比較して大きい方の額が基準となります。

●均等割

$$\text{均等割の額} = \frac{\text{区内に事務所・事業所などのあった月数}}{12} \times \text{税率}$$

区 分		税 率
資 本 金 等 の 額	従業者数	
50億円を超える法人	50人超	3,600,000円
	50人以下	492,000円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	2,100,000円
	50人以下	492,000円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	480,000円
	50人以下	192,000円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	180,000円
	50人以下	156,000円
1千万円以下の法人	50人超	144,000円
	50人以下	60,000円
上記以外の法人等		60,000円

- 従業者数とは、区内にある事務所・事業所などの従業者数の合計です。
- 市内の2以上の区に事務所・事業所などがある場合の均等割は、区毎に算出した均等割の合計額となります。

●法人税割

$$\text{法人税割の額} = \text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

※2以上の市町村において事務所等を有する法人については、課税標準となる法人税額を分割の基準となる従業者数で按分して計算します。

区 分	税 率	
	平成26年10月1日以後 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
資本金等の額が1億円以下の法人又は資本金の額もしくは出資金の額を有しない法人(法人税法に規定する受託法人及び保険業法に規定する相互会社を除く。)であって、かつ、法人税割の課税標準(2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の場合、分割前の課税標準)となる法人税額が年1,000万円以下である法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	11.9%	8.2%